碧南市ふるさと応援寄附金返礼品新規開発費等補助金交付規程 (趣旨)

- 第1条 碧南市ふるさと応援寄附金返礼品新規開発費等補助金(以下「補助金」という。)の交付については、碧南市補助金交付規則(平成元年碧南市規則第28号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。 (交付の目的)
- 第2条 補助金は、碧南市ふるさと応援寄附金における返礼品を新たに開発する事業者に対し、開発に係る費用の一部を補助することにより事業者の事業継続及び雇用維持を促し、もって地場産業の振興に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところに よる。
 - (1) 事業者 碧南市ふるさと応援寄附金地元特産品等贈呈事業実施規程(平成30年碧南市公告第5号。以下「贈呈事業実施規程」という。)第2条第1号に規定する事業者をいう。
 - (2) 地元特産品等 贈呈事業実施規程第2条第2号に規定する地元特産品等をいう。
 - (3) 返礼品 贈呈事業実施規程第2条第5号に規定する返礼品をいう。
 - (4) 素材 市内で製造され、加工され、収穫され、若しくは水揚げされた商品又はその 材料をいう。

(補助対象者)

- 第4条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する事業者とする。
 - (1) 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)を補助の対象とする他の補助金又は助成金の交付を受けていないこと若しくは受ける見込みがないこと。
 - (2) 碧南市暴力団排除条例(平成24年碧南市条例第17号)第2条第1号に規定する 暴力団でないこと若しくは同条第2号に規定する暴力団員が役員ではないこと又は暴力団と密接な関係がないこと。

(補助対象事業等)

第5条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)、内容、補助

対象経費、補助率及び補助限度額は、別表のとおりとする。

(交付の申請)

- 第6条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条に規定する補助金交付申請書に 次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
 - (1) 事業計画書
 - (2) 見積書その他補助対象経費の金額がわかるもの
 - (3) 返礼品として登録することに係る誓約書
 - (4) その他市長が必要と認める書類

(実績報告)

- 第7条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助対象事業が完了したときは、規則第10 条に規定する補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければな らない。
 - (1) 事業実績調書
 - (2) 完成写真
 - (3) 領収書その他事業に要した経費が分かる書類
 - (4) その他市長が必要と認める書類

(財産処分の制限)

第8条 補助金の交付を受けた者は、事業により取得し、又は効用の増加した財産を市長 の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、 又は担保に供してはならない。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が定める。

別表 (第5条関係)

補助対	内容	補助対象経費	補助率	補助限
象事業				度額
単独事	返礼品を新たに	研究開発、試作品作成、梱包材作成、	2分の	50万
業	開発又は改良す	チラシ作成、食品営業許可申請(許可	1	円
	る事業	申請に必要な設備改修工事費を含		
		む。)その他の返礼品の開発又は改良		
		に必要な経費と市長が認めたもの		
共同事	複数の事業者の	研究開発、試作品作成、梱包材作成、	3分の	素材を
業	素材を使い返礼	チラシ作成、食品営業許可申請(許可	2	提供す
	品を新たに開発	申請に必要な設備改修工事費を含		る1事
	又は改良する事	む。)その他の返礼品の開発又は改良		業者当
	業	に必要な経費と市長が認めたもの(当		たり5
		該返礼品に相当程度の素材を使用して		0万円
		いると認められる場合に限る。)		
若者参	地元特産品等を	市内の児童、生徒等に地元特産品等の	3分の	50万
画事業	使用した返礼品	魅力を理解してもらう場を設けるとと	2	円
	を若者とともに	もに、それらの地元特産品等を使った		
	開発する事業	新たな返礼品を児童、生徒等とともに		
		開発するために必要な経費と市長が認		
		めたもの		

備考

- 1 補助対象事業は、補助対象経費の合計額が10万円以上のものに限るものとする。
- 2 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 補助金の交付については、一の補助対象者当たり各事業につき1回を限度 とする。
- 4 補助金は、返礼品の開発又は改良に必要な経費のみを補助の対象とし、返礼品開発又は改良後に必要となる経費は補助の対象外とする。
- 5 梱包材作成費及びチラシ作成費については、必要最低限の注文数に限るものとする。

附則

- 1 この規程は、令和4年3月28日から施行する。
- 2 改正後の碧南市ふるさと応援寄附金返礼品新規開発費等補助金交付規程の規定は、令和4年4月1日以後に実施される補助対象事業に係る補助対象経費について適用し、同日前に補助金の交付の決定を受け、かつ、実施された補助対象事業に係る補助対象経費については、なお従前の例による。